**日本消化器病学会　東海支部　女性医師の会　会則**

（名称）

1. 本会は日本消化器病学会東海支部女性医師の会と称する。

（事務）

1. 本会の事務は日本消化器病学会東海支部事務局が行う。

（目的）

1. 本会は会員各自の品性の向上、知識の進歩、勤務環境の改善、社会的地位の向上、会員相互の親睦等を図ることを目的とする。
2. 本会はその目的達成のため、会員相互の情報の交換を図り、主として支部例会時に総会、研修会、講演会などを行う。

（会員資格）

1. 日本消化器病学会会員で東海支部に属する女性医師。

（役員）

1. 本会は、その運営のため、下記の職務を行う役員をおく。

会　長：１名：会を代表し、会を招集し、会務を総理する。

副会長：若干名：会長を補佐し、不在の際は職務を代行する。

1. 会長は会員の互選により推薦され、日本消化器病学会東海支部支部長が委嘱する。
2. 副会長は会長が委嘱する。

（役員の任期）

1. 任期は二年とし、再任は妨げない。

（議決機関）

1. 本会の議決機関は総会および役員会とする。

（会の成立）

1. 総会は会員の５分１以上の出席（あるいは委任）をもって成立する。
2. 役員会は役員の過半数の出席をもって成立する。
3. 議決は出席者の多数決とする。

（会費）

1. 本会の会費は徴収せず、経費は日本消化器病学会東海支部幹事会の承諾のもと東海支部の会計から支払うこととする。

附則

１．本会則は2018年2月6日から施行する。